

## 看護職員勤務環境改善施設設備整備事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、看護職員の負担軽減及び安全な医療提供体制の確保を図るため、医療法（昭和23年法律205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院の開設者（以下、「補助事業者」という。）が実施する施設整備事業及び設備整備事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業に対する補助対象経費及び交付額の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と別表の第3欄に定める基準額とを比較して少ないほうの額に別表の第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

### (補助金の交付条件)

第4条 この補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書（様式第2号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込のない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) 知事は、前条第2項の規定により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- (6) 知事は、前条第2項ただし書の規定により交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### (実績報告書の様式、提出期限)

第5条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第4号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### (補助金の交付方法)

第6条 補助金の交付は精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により概算払いを受けようとするときには、概算払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

#### (財産の処分の制限)

第7条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間整備、保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第7号)により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附則

1 この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表

1 区分	2 対象経費	3 基準額	4 補助率
施設整備	<p>看護職員の業務負担の軽減につながる施設（ナースステーション、カンファレンスルーム、休憩室等）の新設・改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>ただし、休憩室等は看護職員のみが利用するものに限る。</p>	<p>(1)に掲げる単価に、(2)に掲げる基準面積及び(3)に掲げる看護単位を乗じた額</p> <p>(1) 単価</p> <p>次に掲げる施設の構造のうち該当するものに係る額。</p> <p>ア 鉄筋コンクリート造 159,900円/㎡</p> <p>イ ブロック造 139,700円/㎡</p> <p>ウ 木造 159,900円/㎡</p> <p>(2) 基準面積</p> <p>1看護単位(病棟)につき50㎡</p> <p>(3) 基準単位</p> <p>整備を実施する看護単位数(ただし、5看護単位を上限とする。)</p>	1/2
設備整備	<p>看護職員の業務負担の軽減につながる次の設備の新規導入・更新・増設に要する備品購入費及び工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 医療(ME)機器と連動したナースコールシステム</p> <p>(2) 離床センサー</p> <p>(3) その他、看護職員が主として使用し、業務負担の著しい軽減につながる物品・設備等</p> <p>ただし、設計その他工事に伴う事務に要する費用、PBX装置(構内電話交換機)の改修等に要する費用は対象経費に含めないものとする。</p>	<p>次の(1)、(2)及び(3)により算出された額の合計額</p> <p>(1) ナースコールシステムの更新等に要する費用 ナースコールシステムの機能向上を図る病棟数に5,710千円を乗じた額</p> <p>(2) 離床センサーの導入等に要する費用 離床センサーを導入する病床数に100千円を乗じた額 (ただし、5,000千円を上限とする。)</p> <p>(3) 看護職員の業務負担の著しい軽減につながる物品の新規導入・更新・増設に要する費用 物品の新規導入・更新・増設に要した額 (ただし、5,000千円を上限とする。)</p>	1/2